

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 30 年
1 月 23 日
(火曜日)

目 次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

救急病院の認定 (医療政策課) 二

解除予定保安林 (美祢市) (森林整備課) 二

保安林の指定 (美祢市) (森林整備課) 二

○公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 三

公共測量の実施の終了 (監理課) 三



山口県告示第十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年一月二十三日から同年二月十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年一月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

- 氏名又は名称 日本化薬株式会社
- 住 所 東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本化薬株式会社厚狭工場川東工場
所在地 山陽小野田市大字郡二九一七番地の一
- 三 特定施設に関する事項
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 (m^3 /日)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	使 用 時 間 隔 隔 間 隔 隔 隔
三三三〇	一八	平成三〇、 二、一九	平成三〇、 三、二	平成三〇、 三、二	断 続
三三三二	〃	〃	〃	〃	二 二 時 間
備考 「三三三〇」及び「三三三二」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設及び静置分離器をいう。					変 動 な し

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三三二	七・五	九〇六	〇・〇三
三三〇	八	一一八	一・五
備考	備考(一)の表の備考は、この表について準用する。		

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	八・五	二〇六	三七五
八	八・五	二〇六	四八五

山口県告示第十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十年一月二十三日

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
阿知須共立病院 山口市阿知須四八四一の一 平成三三、一、三一

山口県告示第十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保
安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成三十年一月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保
安林を次のように指定する。

- 解除予定保安林の所在場所
美祢市美東町絵堂字式反田川東六七五の一・字東ノ山七三三の三八・七三三の三
九・八一〇・八一三・字吉ヶ谷八二七・八三六・字小豆畑八三〇・八三一・八三三
(以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農
林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

平成三十年一月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

美祢市東厚保町川東字奥山九五七・九六一、一九二一、西厚保町原字栢ノ木一七七八、一七九二、字溝ヶ迫二二二九の一（次の図に示す部分に限る。）、二二三三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市東厚保町川東字奥山九五七・西厚保町原字栢ノ木一七七八・一七九二・字溝ヶ迫二二二九の一・二二三三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。）



(一) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定により、平成二十九年九月一日山口県公告（二四七）に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年一月二十三日から同年二月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年一月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)アルク宇部厚南店

所在地 宇部市大字中野開作四二八の一

二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等について配慮を求める。

(一) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市上下水道事業管理者上下水道局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十年一月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（空中写真測量及び水準測量）

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

平成二十九年九月五日から同年十二月二十一日まで

平成三十年一月二十三日印刷
平成一十一年一月二十三日印刷

發行人所

山口県知事